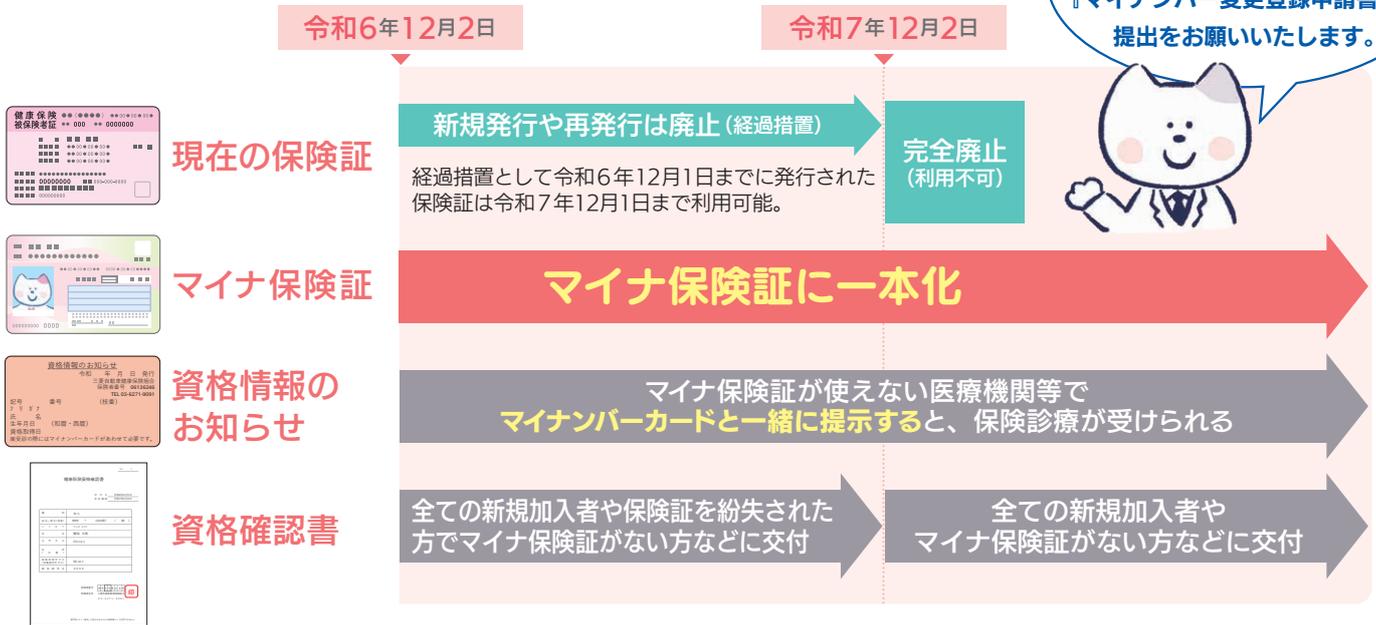


# 保険証廃止のスケジュール

従来の保険証は令和6年12月2日に新規発行が終了しますが、現在お持ちの保険証は退職などで資格喪失にならない限り令和7年12月1日まで使用できます。

紛失などでマイナンバーが変更になった際には『マイナンバー変更登録申請書』の提出をお願いいたします。



**Q** 持っていた保険証（ピンク色）を経過措置期間中になくしました。令和6年12月2日以降は保険証（ピンク色）の再発行はできないとのことですが、どうしたらよいのでしょうか？

**A** 保険証の再発行はできません。マイナ保険証をご利用ください。  
なお、事情によりマイナ保険証のご登録及びご利用ができない場合等には、保険証の代わりとなる資格確認書の交付申請が必要です。

**Q** 氏名の変更がありました。現在氏名変更前の保険証（ピンク色）が手元にありますが、引き続き使用は可能でしょうか。使用できない場合は今後何を提示して医療機関を受診すればよいのでしょうか？

**A** 令和6年12月2日以降は氏名変更後の保険証は発行ができないため、お手元にある保険証はご使用になれません。そのため氏名変更後は基本的にはマイナ保険証での受診をお願いいたします。（会社経由で「氏名変更届」のご提出をお願いいたします）

**Q** 令和6年12月2日以降、家族を新しく被扶養者として届け出ましたが、保険証（ピンク色）が発行されないと伺いました。保険証（ピンク色）が無い者は何を提示して医療機関を受診すればよいのでしょうか？

**A** 令和6年12月2日以降はいかなる場合も保険証を発行することができないため、新規資格取得者に対して期間限定（有効期限：最長3カ月）の「資格確認書」を交付します。マイナ保険証をご登録される前に医療機関を受診する際はそちらをご提示ください。

**Q** 令和7年12月2日以降、使用できなくなった手元にある保険証（ピンク色）はどうすればいいのでしょうか？

**A** 返却は不要ですのでご自身で破棄願います。

**Q** 令和7年12月2日以降、保険証（ピンク色）が使用できなくなったら、何を提示して医療機関を受診すればよいのでしょうか？

**A** マイナ保険証をご利用ください。なお、事情によりマイナ保険証のご登録及びご利用ができない場合等にはカード型（緑色）の資格確認書（有効期限：最長5年）を順次交付予定です。詳細は追ってホームページでご案内します。